令和元~2年度 安威川流域下水道 中央水みらいセンター 5 系曝気槽流入ゲート補修工事

随意契約理由書

本業務は、安威川流域下水道中央水みらいセンターのA-2-5 系曝気槽流入ゲートの補 修工事を行うものです。

本設備は前澤工業株式会社が製作した設備であり、当該機器はいわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものであります。従って、本工事を履行する為には、同社が保有する独自の技術や、同社のみが有し他社では知り得ない技術(社外秘である設計製作基準や設計製作図等)が必要である為、他社では履行できないものであります。

また、同社は納入した設備の保守・点検整備等のアフターサービスを、保有する技術情報を含め、株式会社前澤エンジニアリングサービスに一括して移管しております。

以上のことから、本業務を履行できるのは、株式会社前澤エンジニアリングサービス大阪営業所以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により随意契約を締結するものです。

比較見積省略理由

本業務については、特定の者でなければ履行できない為、大阪府財務規則運用第62条 関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。